

第 61 号 議 案

令和 7 年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,682,096千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,409,260千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令 和 8 年 3 月 11 日 提 出

長 崎 県 知 事      平      田                      研

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 230,000	千円 82,964	千円 312,964
	1 財産運用収入	230,000	82,964	312,964
2 繰入金		19,791,342	△76,161	19,715,181
	1 一般会計繰入金	14,566,342	△159,124	14,407,218
	2 基金繰入金	5,225,000	82,963	5,307,963
3 県債		55,070,014	△4,688,900	50,381,114
	1 県債	55,070,014	△4,688,900	50,381,114
4 繰越金		0	1	1
	1 繰越金	0	1	1
歳入合計		75,091,356	△4,682,096	70,409,260

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		千円 75,091,356	千円 △4,682,096	千円 70,409,260
	1 公債費	75,091,356	△4,682,096	70,409,260
歳出合計		75,091,356	△4,682,096	70,409,260

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	55,070,014 <sup>千円</sup>	債券発行又は普通貸借 (借入先) 銀行、その他 (借入時期) 令和7年度	年利50%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入時期から30年以内において元利均等、元金均等又は満期一括などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	50,381,114 <sup>千円</sup>	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	55,070,014				50,381,114			